

随意契約結果（令和6年4月～）

件 名	発注課	契約の相手方	契約金額 (消費税込)	契約年月日	根拠法令	随意契約理由
文化会館舞台吊物改修工事	社会教育課	三精テクノロジーズ株式会社九州営業所	48,400,000	令和6年6月18日	第 2 号	舞台吊物昇降装置は、三精テクノロジーズ株式会社が自社で開発・設計し、自社工場で製造する独自の製品であり、機構の細部までを正確に把握し、分解・取替や点検を適切に実施し安全を確保できる技術を有するのは同社以外にない。 もし、他社が実施し、事故が発生した場合には責任の所在が不明確となる可能性があるため。
中島～一ノ瀬線道路改良工事	都市整備課	株式会社 折居産業建設	9,438,000	令和6年7月1日	第 6 号	本工事は、上下水道課が株式会社折居産業建設を請負業者として契約を行なった「須恵町公共下水道事業 佐谷地区19工区管渠築造工事」と同一現場であるため、同様の資機材及び保安設備等をそのまま使用することができ、また他業者が同工期内に施工することは困難である。現に契約履行中の同社に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減ができるため。